

更新申請時における4項目の確認について

指定更新申請の際に、4項目の確認を行います。これは、「事業の運営に関する基準（水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条4）」により、適正に給水装置工事業を運営されているかを確認するものです。

更新の要件とはなりませんが、事業運営の基準として法律上定められていることですので、積極的な取り組みをお願いいたします。

参考

- ・水道法第25条の8（事業の基準） 指定給水装置工事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めなければならない。
- ・水道法施行規則第36条4（事業運営の基準） 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事業に従事する者の給水装置工事業の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

① 指定給水装置工事業事業者講習会の受講実績

書類不要

② 指定給水装置工事業事業者の業務内容

内容の変更がある場合のみ書類を提出（様式1）

変更が生じた場合は、水道法施行規則第34条により変更のあった日から30日以内に届出が必要ですので、更新申請のタイミングを待たずに速やかなお手続きをお願いします。

③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況

必要書類有（様式2）

外部機関による研修のほか、事業所内訓練等による自社内研修について、中泊町へ選任している給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事業に従事する方の過去5年間の研修受講状況を記載して下さい。

④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

必要書類有（様式3）

過去1年間の給水装置工事（配水管～水道メーター）で、主に配置した「適切に作業を行うことができる技能を有する者」について、配置状況を記載して下さい。中泊町内の現場箇所について、一人当たりの記載は最大3件とし、そのうち1か所の現場写真を添付して下さい。資格については、有している資格を全て記載して下さい。

指定給水装置工事事業者の業務内容

郵便番号、住所

名称



代表者氏名

電話番号

休業日・営業時間等
休業日： 営業時間： 修繕対応時間：
漏水等修繕対応の可否（該当部に○をつけて下さい。）
屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 その他（ ）
対応工事種別（新設・改造 等）（該当部に○をつけて下さい。）
配水管からの分岐 ～ 水道メーター （ 新設 ・ 改造 ） 水道メーター ～ 宅内給水装置 （ 新設 ・ 改造 ）
その他

※ 前年度の事務連絡会で提出した内容から変更がある場合のみ、提出してください。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去 5 年以内）

郵便番号、住所

名称



代表者氏名

電話番号

水道法施行規則 第 3 6 条

法第 2 5 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名	主任技術者	研修会名、実施団体	受講年月日

- ・ 「給水装置工事主任技術者等」とは、給水装置工事主任技術者と、その他の給水装置工事に従事する者です。中泊町に選任している主任技術者の方は、表中「主任技術者」欄に「○」を記載してください。
- ・ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・ 自社内研修については、研修資料を添付してください。
- ・ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー又は別紙を添付してください。

給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
(過去1年以内)

郵便番号、住所

名称



代表者氏名

電話番号

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、配管工事のすべての施行(A)を有した現場箇所(※)及び施行時期(〇〇町〇番地, H〇.〇月)	資格等を有しているか(〇×を記入)	
			保有している資格等(B)

※ 現場箇所は、原則中泊町内の実績に限ります。

- ・ 施行を有した現場について、一人当たり最大3件記載し、そのうち1か所の写真を添付して下さい。
- ・ 保有している資格がある場合は、資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付して下さい。
- ・ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー又は別紙を添付して下さい

写真添付様式

氏名		施行箇所		施行日	
----	--	------	--	-----	--

①配水管への分水栓の取付け作業	③給水管の接合等の配水管から給水管までを分岐する工事に係る作業
②配水管のせん孔作業	④当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業

記入例

指定給水装置工事事業者の業務内容

郵便番号、住所 〒037-0308
中泊町大字深郷田字甘木 150-43

名称 中泊水道工業株式会社 ㊞

代表者氏名 代表取締役 中泊 太郎

電話番号 0173-000-0000

休業日・営業時間等	
休業日	: 日曜日, 正月3日, GWに連休
営業日・時間	: 月~土 8時~17時
修繕対応時間	: 8時~17時 17時以降は要相談
漏水等修繕対応の可否 (該当部に○をつけて下さい。)	
屋内給水装置の修繕	・ 埋設部の修繕
その他 ()
対応工事種別 (新設・改造 等) (該当部に○をつけて下さい。)	
配水管からの分岐 ~ 水道メーター	(新設) ・ 改造)
水道メーター ~ 宅内給水装置	(新設) ・ 改造)
その他	

※ 前年度の事務連絡会で提出した内容から変更がある場合のみ、提出してください。

記入例

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

郵便番号、住所 〒037-0308
中泊町大字深郷田字甘木 150-43

名称 中泊水道工業株式会社

代表者氏名 代表取締役 中泊 太郎

電話番号 0173-●●-●●●●

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事に従事する者については、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者については、技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

指定申請書と同様の押印
法人：代表者印
個人：申請者印

宇都宮市へ選任の届出をしている主任技術者

過去5年以内の受講の有無

受講者名	主任技術者	研修会名、実施団体	受講年月日
中泊 太郎	○	給水工事振興財団 e-ラーニング	平成29年 2月1日
中泊 次郎		自社内研修 ○○に関する業務研修	平成30年 6月1日
中泊 花子	○	同上	同上

※ 給水装置工事主任技術者等の研修について、研修に含まれるべき事項は以下のとおりです。

給水装置工事主任技術者等の技術力の確保に資する内容

- ① 水道法（給水装置工事関連）
 - ・ 給水装置工事主任技術者の職務と役割
 - ・ 給水装置の構造及び材質
- ② 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
- ③ 給水装置の事故事例と対策技術
- ④ 給水装置の維持管理（故障・異常の原因と修繕工事法）

事に従事
記載して

記入例

給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

「適切に作業を行うことができる技能を有する者」については次ページ参照

〒037-0308
中泊町大字深郷田字甘木 150-43
中泊水道工業株式会社

代表者氏名 代表取締役 中泊 太郎
電話番号 0173-●●-●●●●

指定申請書と同様の押印
法人：代表者印
個人：申請者印

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事
次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

工事を施行しない場合はチェック欄にレ点

「配水管からの分岐～水道

- 更新申請月より過去1年以内の実績（中泊町内）
※当町の実績がない場合は、過去1年以内の他市町村の実績
- 一人当たり記載は最大3件、写真は1か所を添付

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、配管工事のすべての施行（A）を有した現場箇所（※）及び施行時期（〇〇町〇番地〇号，H〇.〇月）		資格等を有しているか（〇×を記入）	
				保有している資格等（B）
中泊 太郎	<ul style="list-style-type: none"> 深郷田字甘木〇番地 H31.4月 中里字亀山〇番地 H31.4月 	〇		講習会修了者
中泊 次郎	<ul style="list-style-type: none"> 深郷田字甘木〇番地 R1.10月 	×		
中泊 花子	<ul style="list-style-type: none"> 小泊字砂山〇番地 R1.11月 中里字亀山〇番地 R1.6月 	〇		検定会合格者

- 資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付
- 「保有している資格等」については次ページ参照

- ※ 現場箇所は、原則中泊町内の実績に限ります。
- 施行を有した現場について、一人当たり最大3件記載し、そのうち1か所の写真を添付して下さい。
 - 保有している資格がある場合は、資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付して下さい。
 - 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー又は別紙を添付して下さい。

「給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者」とは

(A) については、次の作業全てにおいて、配水管その他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、正確な作業を実施できる方です。(対象者は、下請け等を含んで構いません。)

- ① 配水管への分水栓の取付け作業
- ② 配水管のせん孔作業
- ③ 給水管の接合等の配水管から給水管までを分岐する工事に係る作業
- ④ 当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業

保有している資格とは





(B) の保有資格には、以下に示す資格等(下線部)を記載してください。また、資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

記入例

写真添付様式

氏名	中泊 太郎	施行箇所	大字深郷田字甘木〇番地	施行日	平成31年4月
----	-------	------	-------------	-----	---------

①配水管への分水栓の取付け作業	③給水管の接合等の配水管から給水管までを分岐する工事に係る作業
 <p>写真</p>	 <p>写真</p>
②配水管のせん孔作業	④当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業
 <p>写真</p>	 <p>写真</p>